

国民年金保険料は「社会保険料控除」の対象です!!

国民年金保険料は、納付した保険料の全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでしたが、所得税法の一部が改正され、**平成17年分の所得の申告から**、納付した保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した**保険料を証明する書類の添付等が義務付けられました**。このため、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月上旬頃までに送付されることとなりました。証明内容は本年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。また、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬頃

に同様の証明書が送付されます。年末調整又は確定申告等の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告することができます。その際にはご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

なお、国民年金基金の掛金についても同様の取り扱いとなりますので、基金から送付される証明書を添付のうえ、申告くださいますようお願い致します。

国民年金の届出はお済ですか

厚生年金等の職場を退職された方、またその被扶養配偶者の方は、国民年金第1号被保険者の届出が必要です。届出が遅れますと、保険料納付が数ヵ月分にも及ぶため、負担感が増大し保険料納付が困難になる場合がありますので、早期の届出をお願いします。“適切な届出&確実な納付”が、年金受給権確保につながりますので忘れずに行いましょう！

下記のケースが届出の必要な事例ですので当てはまる方は手続きが必要になります。

厚生年金の資格を喪失した方▶ 第1号被保険者該当届を役場窓口（町民課福祉住民係）へ提出してください。

配偶者が厚生年金を喪失した第3号被保険者の方▶ 第1号被保険者該当届を役場窓口へ提出してください。

厚生年金を喪失し、配偶者の扶養になられる方▶ 配偶者の勤務先で第3号被保険者該当届を提出してください。

第3号被保険者で失業等給付手当金を受給される方▶ 日額3,611円を超える手当金を受け取る期間は被扶養者認定から外れますので、第1号被保険者該当届を役場窓口へ提出してください。（但し、手当金を一時に受け取る場合は除きます。）※20歳以上60歳未満の方が対象となります。

詳しくは、役場町民課福祉住民係（☎5-1111 内線158）にお問い合わせください。

ご寄付ありがとうございます
10月

社会福祉に
〔香典返しの一部〕
山本 時夫（母）東 町

戸籍の窓
10月

お誕生おめでとう

加藤 紫聖しせい 父貴幸 字蘭翁

木村 颯はつ 父亨 字下沼

岸 恵けい 父望 字采町

8月生まれ

黒金 杏奈あんな 父堯幸 字幌延

ご結婚おめでとう

渡辺 心こころ 字幌延

四戸 真理子まこと 字幌延

山本 康弘やすひろ 字幌延

吉野 亜紀あき 字幌延

お悔やみ申し上げます

山本 スイヨすいよ 87歳 東 町

加藤 和幸かずゆき 40歳 字雄興

8月生まれの黒金杏奈ちゃんが掲載されていませんでしたので、今月号でご紹介させていただきます。掲載に漏れがありましたこと、大変申し訳ありませんでした。